

編集委員会 会議録

会議の名称	第15回 編集委員会（実質的な協議の14回目）
開催日時	平成20年10月6日（月）18時35分から22時52分
開催場所	川口市 第二庁舎 地下会議室
出席者	（委員長）鈴木委員長 （副委員長）碓委員、木岡委員 （委員）池田委員、落合委員、石井委員、河合委員、森委員、小島委員、北原委員 （オブザーバー）平部会長
会議内容	・素素案たたき台②について
会議資料	・各部会からの意見集 ・素素案たたき台 森委員私案
発言内容	<p>■森委員私案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・始まる前に1つ提案をしたい。これまでの素素案たたき台②などの資料は分かりにくい部分があり、議論をする上で必ずしも十分な資料ではなかったと思うので、私案を作成した。 ・私案の作成にあたっては、重複部分をすっきりさせるよう勘案したり、議会の役割と議員の役割を分けたり、くどい文言は逐条解説で記載することを明記した。なお、私案中で、「ポイント」としているところが、私として今後検討するべきと思われる部分だ。 ・私案は、これまでの編集委員会の議論を大変わかりやすくまとめたいただいているように思う。ただ、素素案たたき台②と私案がどの程度違うかははっきりさせた上で議論したほうがいいのではないかと思う。 ・これまで編集委員会で議論してきた経緯があるため、私案はあくまで後でまとめるときの参考資料の1つではないか。例えばご提案の全体構成については違和感がある。 ・整理をしていただいている点はいいと思う。 ・まずは、前回の議論のポイントとなった点を引き続き議論して、それから残りの論点を議論し、最後に私案を参考に重複している箇所を確認していくこととしたい。（委員長）

■協働について

- ・では、「協働の原則」を残すかどうかという論点があったがどうか。
(委員長)
- ・「協働の原則」自体は残してもいいのではないかと思う。
- ・「協働」については、主語をはっきりさせることが必要だと思う。また、条文ももっとすっきりできるだろう。
- ・行政からの求めに対して拒否ができるといった文言については、解説が必要ではないか。
- ・「協働の定義」についてはどうか。(委員長)
- ・「協働」は定義したほうがいいと思う。第2検討部会の提案にあった総務省の定義は、分かりやすいと思う。
- ・「協働」の意味は、市民と行政が対等な関係にあることが重要だが、一方でこれは市民主権という考え方からすると矛盾があるように見える。対等というよりも、互いの特性を理解しながら協働を進めるという点を強調してはどうか。もしも定義に市民と行政が平等ということが定義に入るのであれば、そもそも定義しないほうがいいと思う。
- ・第5検討部会から、編集委員会の議論は専門的すぎるのではないかという意見が寄せられた。そういう意味では、分かりやすい定義があったほうがいいと思う。
- ・「協働」については文章化したほうがいいということを説明に入れたと思うがどうか。(委員長)
- ・意見が分かれているので、しっかり議論したほうがいいと思う。
- ・私案では総務省の提案を活用している。市民と行政の共通の目的がある時に協働を行うということではどうか。
- ・第1検討部会では、個人の目的達成のために協働をするのではない、と

いうことを強調している。いずれにせよ、定義は非常に難しいので、解説に今後定義を検討していくということを盛り込むということではないか。

- ・誰かの目的というよりも、市の活性化という点を強調したほうが良いと思うがどうか。
- ・それでは、解説で「協働の定義」については今後も検討する必要があると入れたいと思う。(委員長)

■住民投票について

- ・「住民投票」の制度自体には異論は少ないようだが、「実施しなければならない」という表現に違和感を持つ意見が部会から出ているようだ。(委員長)
- ・第4検討部会からの意見では、住民投票条例など「しなければならない」という表現が多すぎるとの指摘があった。
- ・ハードルを高くして乱発しないようにしたほうが良いのではないかと指摘もあり、色々考えるべき点はあるが、いずれにせよ、詳細は別途条例に定めるということにしてはどうか。(委員長)
- ・投票権、発議の要件、条例の設置期限などは、自治基本条例で定めておくべきと考えている。
- ・社会情勢が変化するなど、極端な状況になった場合に効いてくるのが「住民投票条例」だと思う。
- ・投票権、発議要件、条例の設置期限の3点については、今後個別条例で策定していくことを示すということではどうか。起草部会でこういう点を議論してもらえればと思う。(委員長)
- ・表現は「なければならない」のままということで理解した。
- ・「住民投票条例」の詳細は起草部会で検討するということがよいか。

- ・今の議論の趣旨は、別途条例を策定する際に発議要件等を明記するという趣旨である。
- ・条例の設置期限くらいは起草部会で検討してもらいたい。ただし、条文に必ず載せなければいけないというものでもなく解説書でもいいと思っている。
- ・設置期限を設けることについては違和感がある。条例設置のベストなタイミングについては議論していない。
- ・設置期限を設けないと、いつまでたっても住民投票条例が策定されないことが懸念される。
- ・設置期限はあえて明記しなくても、条文に住民投票を実施する旨が書かれている以上は、適切な議論を経た上で「住民投票条例」が設置されるのではないかと思う。
- ・例えば、発議要件を設けないと、現在議論している趣旨の「住民投票条例」ができるかどうか分からないので、自治基本条例でもある程度決めておいたほうが良いと思う。
- ・「しなければならない」という表現があるので、基本的にはきちんと「住民投票条例」が策定されると思う。
- ・「しなければならない」は「住民投票」を行わなければならないということであって、「住民投票条例」を設置しなければならないということではないと思うがどうか。(委員長)
- ・設置期限があったほうが、住民の立場からいえば安心できると思う。
- ・「住民投票」に関する規定が入っているということは、議会が自治基本条例を議決したら、当然、「住民投票条例」を設置する方向で行動するだろう。従って、あえて期限を設けなくてもいいのではないかと思っている。今までの議論では、設置期限については意見が分かれているため、編集委員会の意見としては、両論併記ではどうか。

- ・個人的には設置期限を設けないとする理由がよく分からないのが正直なところだが、意見が大きく分かれているため、両論併記としたい。(委員長)

■議会と議員について

- ・私案では、議会と議員を分けて書いているが、この点はどうか。
- ・議会としてすべきことと、議員としてすべきことが異なる場合が少なくないと思うため、この点をはっきりさせるよう努力した。
- ・現段階では、私案のような新しい提案を並べて検討することは難しいと思うがどうか。
- ・議会と議員を分ける点が分かりづらい。
- ・議会と議員はイコールなわけではないので、分けて書いたほうがわかりやすくなると思う。行政と職員も分けて書いたことでわかりやすくなっている部分もある。
- ・市民の視点として、私案の指摘は最もであるため、このような指摘があった旨は明記してはどうか。
- ・では、そのように対応したい。(委員長)

■出資法人について

- ・市長の出資法人に関する兼業禁止規定を第1検討部会から復活させてほしいという意見が出ている。(委員長)
- ・編集委員会では、市長が職務を公正に執行するためにも、出資法人の長と兼務することは避けるべきとの趣旨から、兼務を禁止する条文を提案したが、地方自治法の規定を鑑みて削除されることとなった。しかし、その後、第1検討部会では、地方自治法も条例で兼業を禁止することを認めていないわけではないという意見が出た。また、権力の集中を招く恐れがあるなど、出資法人の長との兼業を禁じるメリットは大きい。そのため、部会からは、改めて兼業禁止を謳う条文の復活を提案している。

- ・規定を復活させることには賛成だが、「財政」に載せてはどうか。
- ・地方自治法で兼業禁止の除外規定を設けていることや、第三セクターの経営の不透明さは、市長が兼業しているからというよりは、チェックがきちんとして行われていない点にあると思う。そのため、復活の提案の趣旨は理解できる。
- ・経営状況が悪い第三セクターが多いのは確かである。
- ・財政健全化法が施行されたことで、第三セクターの経営状況もますます透明化が進むことも事実だ。
- ・実際に、川口市が半分出資している法人がどの程度あって、市長が兼務しているような法人がどの位あるのかわからないと議論しづらいと思うがどうか。
- ・事務局にその点がわかる資料を請求したいが。
- ・編集委員会からの取りまとめ案に添付する形で、各部会に資料を配付したい。今、出資している法人として分かるのは、学校給食協会、中小企業共済協会、土地開発公社、社会福祉協議会、社会福祉事業団、産業振興公社、シルバー人材センター、公園緑地公社、体育協会、土地開発株式会社などである。
- ・社会福祉協議会は全国的に設置されているものだ。
- ・社会福祉協議会のような存在がある以上は、やはり兼業の一律禁止は難しいのではないか。
- ・少なくとも、一旦削除された条文が今後の議論で一切復活しないということは止めてほしい。
- ・では、「財政」にこの規定を移して、かつ解説文に両論があった旨を記載することにしたい。(委員長)

■財政について

- ・「財政」については、過去に歳計外現金で問題があったため、3番目と4番目の項目を提案している。
- ・歳計外現金は今でもあるのか。
- ・職員の所得税など一時預かりになっているお金を収入するところとして現在も存在している。
- ・市は中期財政見通しを作っているが、あくまで見通しであって目標ではないのではないか。
- ・趣旨としては分かるが、自治基本条例でこうした詳細な規定をする必要があるのか。
- ・編集委員会というよりは、素案レベルの検討の話だと思う。再修正したいという提案が第1検討部会からあったことを起草部会に伝えればいいのか。
- ・それでは、第1検討部会の提案を記載した上で、起草部会に委ねるということにしたい。(委員長)

■オンブズマンについて

- ・「オンブズマン」については、設置する必要がないという意見が各部会から出ている。(委員長)
- ・第2検討部会でも同様の議論が出されていた。市民の自治の話を決める条例であるため、専門家の設置は規定しなくてもいいということであった。
- ・「オンブズマン」は市民もなることができるのか。
- ・「オンブズマン」には、身銭を切って、議会や行政の活動に警鐘を鳴らす「市民オンブズマン」と、弁護士や学識経験者等が、市民からの苦情を受けて行政に勧告する「市政オンブズマン」とがある。

- ・「オンブズマン」が専門家なのは、専門的なことを扱う必要があるからであって、市民が参加できないから「オンブズマン」は要らないということにはならないと思う。
- ・今後、自治基本条例の実効性を高めていくためにも、「オンブズマン」は必要だと思うがどうか。
- ・誰が「オンブズマン」となるかがイメージできないので、何とも判断が難しい。
- ・川崎市では元検事、札幌市では会社経営者が務めるなど様々である。
- ・誰が「オンブズマン」はうまくやっているかどうかを検証するのか。検証主体や検証効果がはっきりしない中で、予算規模としては少なくない規模のものを新たに置くのか。
- ・議会にチェックする役割があると思うがどうか。
- ・「すぐやる課」の現状について報告した新聞記事があったが、些末な市民の要求にかけずり回るような姿が示されていた。こうした存在に「オンブズマン」がなってしまう懸念がある。
- ・市長が任命する「オンブズマン」が、行政をどこまでチェックできるかという点もあるのではないか。
- ・実効性とコストの面と考えると、非常に難しいと思われる。
- ・「オンブズマンを置くことができる」としてはどうか。そして、市民を「オンブズマン」に任命することや、お金がかからない方法などを今後検討してはどうか。
- ・提案を現時点で削るべきとは思わない。しかし、「置くことができる」程度の位置付けだろう。
- ・「オンブズマン」と明示しなくても、市民の苦情を受け、救済をする制度を設けるとしてもいいのではないか。

- ・オンブズマンの規定は、あえて残しておくことにしたい。(委員長)

■運用検証委員会・改正手続き

- ・「運用検証委員会」は大きな権限を持つのではなく、自治基本条例がきちんと運営されているか、市民主権や協働が守られているかに絞ってチェックする機関だと思う。(委員長)
- ・「運用検証委員会」は必要ないと思う。他の自治体でも自治基本条例の検証を行っているが、これは必ずしも検証委員会が元になっているわけではない。この機関だけ別途条例で定めるとならず、具体的な設置が規定されることには違和感を持つ。
- ・条文についても、「まちづくりの検証」が役割の1つとなっているが、これは総合計画の審議会の役割ではないかと思っている。また、どうやって条例の定着状況等を把握するのも不明確である。
- ・「オンブズマン」と「運用検証委員会」は、十分な検討材料がないと判断し難い。
- ・他市の事例では、川崎市や札幌市がオンブズマンを設置しており、報告書を提出している。
- ・川崎市は、自治基本条例により「自治推進委員会」が条例の運営について確認するため設置されている。
- ・どういうメンバーに入ってもらえるかによると思うがどうか。
- ・そもそも設置するかどうかを議論してはどうか。
- ・マイナス面だけではなく、自治基本条例を運用することによって出たプラス面についても示していく委員会でもいいのではないか。
- ・検証委員会というよりは、推進委員会かもしれない。
- ・広報主体としての側面もあると思う。

- ・自治を推進するといったポジティブな意見をつけた上で、素案の段階では残しておいていいのではないか。今後、パブリック・コメントなどを経て最終的に決めればいいと思う。
- ・原案にある市民の参画と協働によるまちづくりだけでは、範囲を絞りすぎているのではないか。
- ・自治基本条例の設置目的によって委員会の役割が変わるのではないか。また、運用状況だけでなく、成果を見る主体としてはどうか。他には、「答申」だと「諮問」がない限り何も言えないため「提案することができる」としてはどうか。(オブザーバー)
- ・広く、市政の推進状況について検証するものとしてはどうか。
- ・それでは委員会の持つ権力が大きくなりすぎないか。
- ・条例設置の目的を明記したほうがいいだろう。
- ・まとめると、市民参加を得た委員会であり、自治の推進ことや市民ニーズを確認することを目的として、市長や議会には提案するということがよいか。定期的ということをもいいのではないか。(委員長)
- ・年に1回は集まったほうがいいと思う。
- ・市長や議会から独立していて、ある程度予算を持って調査等を行い、提案ができるような存在だと思っていた。
- ・「運用検証委員会」の姿は委員によって大きくイメージが違う。また、日常的に行政活動を見ていないと適切な提案もできないのではないか。
- ・月1回程度集まって議論するイメージを持っていた。(委員長)
- ・調査等を前提とすると、月1回集まるだけで検証が可能なのか。
- ・市民が検証するという意見と、専門家がかなり定期的に確認しないと分からないという意見の両方がある。

- ・自治基本条例の策定作業でも、市民が月 2 回程度集まることは可能になっているので、その位の頻度で検証できるのではないか。(委員長)
- ・検証となると、かなり専門的な要素も必要となってくるし、作業量も多いだろう。
- ・細かなチェックというよりは、大まかな条例の趣旨の達成状況の確認とすれば成り立つのではないか。オンブズマンや監査は細かな検証だが、ここでいっている委員会は趣旨が違うと思う。
- ・文言は原案を基に今回の議論を踏まえて一本化するということにして、委員構成など細かな点については、今後も議論していけばいいと思う。(委員長)
- ・改正手続きについても設ける必要があるのではないか。
- ・議会や市長が市民の幅広い意見を聞いた上で改正するという文言を入れてはどうか。
- ・賛成である。

■市民の責務について

- ・これまでの議論でかなり整理ができてきたと思うが、結論にはまだ至っていないと思う。
- ・「責務」という表現は使わず、「役割」とすることでまとまったと理解していたがどうか。
- ・個人が公で果たす役割は、個人の責務だと思う。また、市民が互いの権利を尊重し合い、自らの発言と行動に責任を持つことは必要だと思う。私案ではこうした市民の責任について触れている。
- ・市民だけが権利だけで責務なしというのは欠陥だと思う。「責務」という言葉は明文化するべきだと思う。

- ・ごり押しをする市民に対して、自治基本条例では権利ばかりではないということを示したいと思う。実際、ゴミ捨てのルールを守らず、ガードマンの設置を町会ないし市の費用で実現するよう求めるような地区まで出てきてしまっている。
- ・お互いに尊重する、という原案の文章で「市民の責務」は入っているのではないか。ボランティア活動をする際に、必要以上に「責務」を感じてしまうと、逆に活動が阻害される部分があると思う。
- ・同感である。「責務」というきつい言葉を使わなくても表現できると思う。
- ・実際に、ゴミの問題など「市民の責務」の欠如によって迷惑を被っている市民が少なくない以上、「市民の責務」の規定を設けるという意見は説得力があると思うがどうか。
- ・地域活動における「市民の責務」については、自治基本条例ではなく、市民活動推進条例でカバーできるのではないか。一方で、自治の活動が公に影響を与えるという指摘はその通りだと思う。(オブザーバー)
- ・個人の公への影響は最初の部分で言及していると思う。
- ・条文中で事業者に「責務」を負わせておきながら、市民には「責務」を負わせないというのは分かりにくいのではないか。
- ・バランスで議論しなくてもいいと思う。
- ・「責務」という言葉を設けることについて意見があったことは、解説で載せることにしてはどうか。(委員長)
- ・「事業者の責務」は、条文では「責務」と言っていないので、タイトルだけ「市民の責務」としてもいいかもしれない。
- ・市民の活動について「お互いに尊重し協力する」としてはどうか。
- ・こうした規定を採用すると、自治会活動などにますます市民が足を運ばなくなるのではないか。まずは参加することを奨励してはどうか。(委員)

長)

- ・自治活動を阻害するような条例にしてはいけないと思う。
- ・市民の役割だけでなく、責務としたほうが良いという意見があったことや、市民に責務があることをより強調する意見があったことを解説にも書くこととしたい。(委員長)

■事業者の責務について

- ・「事業者の責務」が急に出てきたことに違和感を持つという意見が第3検討部会から出されている。(委員長)
- ・「事業者の役割」としてはどうか。
- ・「役割」のほうが表現としては適切だと思う。「役割」の中に「責務」が入っていると解釈できる。
- ・では、ここは「事業者の役割」としたい。(委員長)

■地域との連携について

- ・地縁的な活動団体の言及ばかりで、機能的な団体への言及がないのではという指摘があった。
- ・本来の趣旨からすると、「尊重しなければならない」だけでなく、「守り育てるものとする」を入れたほうがよいと思う。
- ・原案の「地域コミュニティが自治の担い手である」には違和感がある。
- ・「地域との連携」だけでなく、もっと大きな話が原案では書かれていると思うので、「目的」に移動させてもいいのではないかと。
- ・1つ目は地域コミュニティの役割を確認しているのであって、「目的」に移動してはおかしいのではないかと。機能的な団体の言及が少ないのは指摘のとおりだと思う。
- ・「地域コミュニティとの連携」としたほうがはっきりするのではないかと。

- ・「地域コミュニティ」であることをはっきりさせるとすれば、「これを守り育てる」とするのはおかしくなると思う。
- ・そもそも「地域コミュニティ」とは何かということにはならないか。
- ・解説ではっきりさせておく必要があるだろう。
- ・第4 検討部会から3つ目の項目を全部削除する意見が出されている。
(委員長)
- ・「地域協議会」については、未だに内容がよく分からない。
- ・既存の枠組みに拘らない組織が重要ということで、新たな組織を設置するというのではない。さらに、ここでは、コミュニティ活動などを行うことを想定しているものである。
- ・ネット上で「地域コミュニティ」が組織されている例もある。
- ・人々を搾取するNPOも存在する。
- ・これまで出た意見はできるだけ明記することとしたい。(委員長)

■行政について

- ・「行政」に「職員は～」とあるが、これは「職員の能力向上…」に移動したほうが良いと思う。また、「職員の能力向上」に市長についての記述があるが、これは「市長」にも同様の内容が書かれているため、重複として削除しても良いと思う。「危機管理」については市の役割だろうか。
(委員長)
- ・インフルエンザ対策などの「危機管理」は主に政府の役割だと思う。
- ・市の役割としても一部あると思うが、その場合でも総合計画の範囲に入ると思う。
- ・「危機管理」だけがかなり具体的になっているので、「安心安全」という

ことを「行政の役割」で示せばいいと思っている。

- ・「行政の役割」の中で、個別的にならないように入れるということによいと思う。
- ・川口には川があるので川を明記してもいいと思うし、地震の心配もあるので具体的でもいいと思っている。
- ・「危機管理」については、市だけでなく地域コミュニティにも果たすべき役割があるので、行政だけに限定して載せるべきではないと思っている。
- ・原文だと市だけが訓練するようなイメージがある。また、住民の安全確保などの目的がきちんと書かれていない点も気になっている。
- ・包括的な表現にしてもいいと思う。

■コンプライアンスについて

- ・「コンプライアンス」は、1つ目の項目だけで十分だと思う。人事だけに限定するのはおかしいと思っている。
- ・1つにまとめたほうがいいという意見は第4検討部会でも出ている。
- ・では2つ目は削除する。(委員長)

■前文について

- ・「前文」は、起草部会で他市の事例を参照したり品を良くしたりなど、しっかりと検討して、よいものを作っていたきたい旨を申し送りとしたい。
- ・第1検討部会の案は長いので、整理して短くできると思った。課題は分かるが、ビジョンをもっと出してはどうか。

■市民提案制度について

- ・原案程度の内容であれば、「市政へのアクセス手段」の話ではないか。「市民提案制度」を運用する他の自治体では、市民の提案があった場合に行政や議会がきちんと応答をしなければならないというものもある。

(オブザーバー)

- ・2つ目の規定が「市民提案制度」に近い内容だと思うがどうか。
- ・指摘があった点は明記したい。(委員長)

■全体会への報告について

- ・当初の素案からかなり議論が進んだが、どのように全体会に報告するのか。
- ・委員長として運営調整部会と全体会で報告することとなっている。(委員長)

■前文について②

- ・「前文」については、現状ではいろいろな案がでているため、少しだけここで議論したい。(委員長)
- ・「前文」は、その後続く本文を包括する内容であるべきだと思う。
- ・市民フォーラムのアンケートでも、なぜ自治基本条例が必要かといった議論があったが、そういった点が盛り込まれる必要があると思う。(委員長)
- ・「前文」はまだ固まっていない段階なので、パブリック・コメントの対象には難しいと思う。
- ・現段階では「前文」をきれいにまとめなくてもいいと思う。
- ・第1検討部会の「前文」は、歴史や課題、ビジョンなどから、本文につながるよう十分検討されているので、その点は踏まえていただきたい。
- ・地方が主体となる時代になったということが謳われていればいいと思う。
- ・16日までに正副委員長で素案の確認をしたいと思う。(委員長)
- ・正副委員長だけでなく、オープンにしてもいいと思う。

	<ul style="list-style-type: none">・それでは、全ての項目を確認したので、編集委員会の役割は、これで終了となる。(委員長)
--	---